

東根市公式ホームページ有料広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東根市公式ホームページ（以下「ホームページ」という）への広告の掲載（以下「広告掲載」という）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 ホームページに掲載する広告は、バナー広告とする。

(掲載可能な広告の範囲)

第3条 掲載可能な広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの、またはその恐れがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの、またはその恐れがあるもの
- (3) 政治性があるもの
- (4) 宗教性があるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 個人または法人の名刺広告
- (7) 美観風致を害する恐れがあるもの
- (8) 公衆に不快の念または危害を与える恐れがあるもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、ホームページに掲載することが適当でないと市が判断したもの

(広告の枠数、掲載料、規格)

第4条 掲載する広告の枠数、掲載料および規格は、次のとおりとする。

| | |
|--------|--------------------------------------|
| 枠数 | 最大7枠 |
| 掲載料 | 1枠 1カ月10,000円（消費税および地方消費税を含む） |
| 規格（1枠） | サイズ：横146ピクセル×縦50ピクセル 形式：GIFまたはJPG |

2 広告掲載料は、市が指定する期日までに一括で前納するものとする。ただし、これによりがたいと市が認める場合は、双方協議の上、納付方法を定めるものとする。

(広告の掲載ページ)

第5条 広告を掲載するページは、ホームページのトップページとする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、一カ月単位で最短を3カ月とし、連続12カ月までとする。ただし、広告枠に空きがある場合は、これを更新することができる。

(広告掲載希望者の募集)

第7条 広告掲載希望者の募集（以下「募集」という）は、ホームページおよび市報ひがしねで行うものとする。

2 募集は、広告枠を新たに設置したとき、または広告枠に空きが生じたときに行うものとする。

3 市は、募集を行うに当たって必要に応じ、広告主となり得る者および広告会社に対し、広告掲載の案内をするものとする。

(広告掲載の申し込み)

第8条 広告掲載希望者は、広告掲載申込書（別紙様式第1号）により申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第9条 市は、前条の規定による申し込みがあったときは、第3条の規定に基づき広告の内容、デザイン等（リンク先の内容等を含む。以下「広告内容等」という）について審査し、広告掲載の可否を決定する。

2 市は、前項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、広告掲載決定通知書（別紙様式第2号）により、その結果および条件等を広告掲載希望者に通知する。

3 広告の掲載は申し込み順とする。なお、申込受付は随時行い、掲載期間が終わった枠に順次掲載するものとする。

4 必要に応じて、「ホームページ有料広告審査会設置規定」により審査会を設置し、広告内容を審査する。

(広告原稿の作成および提出)

第10条 広告主は、広告原稿を市が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

2 広告原稿は、広告主の責任および負担において作成するものとする。

(広告掲載の取り消し)

第11条 市は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき

(2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき

(3) リンク先の内容等が第3条各号のいずれかに該当することとなったとき

(4) 前3号に掲げるもののほか、広告掲載が適切でないと市が認めるとき

(広告掲載の取り下げ)

第12条 広告主は、自己の都合により広告掲載を取り下げようとするときは、書面により市に申し出なければならない。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げた場合、既納の広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

- 第13条 広告主の責に帰さない理由により、広告掲載を取り消したときは、既納の広告掲載料は、当該広告主に返還する。
- 2 前項の規定により返還する広告掲載料の額は、広告掲載を取り消した日の属する月の翌月以降に係る広告掲載料の額とする。
- 3 広告主の責に帰さない理由により、広告を掲載できなかった期間があるときは、既納の広告掲載料の一部を、当該広告主に返還する。
- 4 前項の規定により返還する広告掲載料の額は、広告を掲載できなかった日数に応じた額とする。ただし、広告を掲載できなかった日数が20日を超えた場合には、一カ月単位での広告掲載料の返還を行うこととする。
- 5 前項の規定にかかわらず、広告主との協議のうえ、広告掲載料の返還に代わり広告を掲載できなかった日数に応じて掲載期間を延長することができるものとする。
- 6 第1項および第3項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載期間の延長)

- 第14条 広告掲載期間内に、本市の都合によりホームページを閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(広告主の責務)

- 第15条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。
- 2 広告主は、第三者から広告掲載により損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任および負担において解決するものとする。

(リンク先の変更)

- 第16条 広告主は、広告のリンク先を変更しようとするときは、変更しようとする日の一週間前までに市に申し出るものとする。

(委任)

- 第17条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- この要綱は、平成20年1月1日から施行する。
令和元年11月7日、規定の一部を改正する。

ホームページ有料広告審査会 設置規定

(目的)

第1条 ホームページ有料広告審査会（以下「審査会」という）は、東根市公式ホームページの有料広告が、広告主やホームページへの訪問者にとって公平かつ公正に運用を図ることを目的として設置する。

(設置基準)

第2条 審査会は、次の場合に設置するものとする。

応募があった広告に対して、東根市公式ホームページ有料広告掲載要綱第3条に該当するかどうか、審査会での審議が必要だと市長が判断した場合

(組織)

第3条 審査会は、次の者をもって組織する。

| | |
|------|-----------|
| 審査会長 | 総務部長 |
| 審査委員 | 庶務課長、財政課長 |
| 事務局 | 総合政策課 |

(会議)

第4条 審査会は、次のように実施する。

- 1 審査会は審査会長が招集する。
- 2 審査会長は、審査会の議長となる。
- 3 審査会は、全委員の出席がなければ会議を開くことができない。

(審査結果の通知)

第5条 審査会による審議については、審査の対象となった広告主に対し、東根市ホームページ広告掲載決定通知書（別紙様式第2号）により、その結果を通知するものとする。

(委任)

第6条 この規定に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会において別途協議する。

附則

この規則は、平成20年1月1日から施行する。